

# 自治基本条例に関する報告書



平成 2 2 年 8 月

四万十町自治基本条例検討委員会

## 目 次

## ■ 条例の名称について

## ■ 「前文」に盛り込むべき事項

## ■ 第1章 総則（基本的な事項）

|   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 目的      | 5 |
| 2 | 定義      | 6 |
| 3 | 条例の位置づけ | 6 |

## ■ 第2章 まちづくりの基本理念

|   |            |   |
|---|------------|---|
| 1 | まちづくりの基本理念 | 7 |
|---|------------|---|

## ■ 第3章 まちづくりの仕組み

|   |      |    |
|---|------|----|
| 1 | 情報公開 | 9  |
| 2 | 情報共有 | 10 |
| 3 | 住民参画 | 11 |
| 4 | 協働   | 13 |

## ■ 第4章 住民の権利及び責務

|   |          |    |
|---|----------|----|
| 1 | 住民の権利    | 14 |
| 2 | 住民の責務    | 15 |
| 3 | コミュニティ組織 | 16 |

## ■ 第5章 住民のための議会

|   |              |    |
|---|--------------|----|
| 1 | 議会の役割        | 16 |
| 2 | 住民等にかれた議会    | 17 |
| 3 | 議会の政策立案機能の充実 | 17 |
| 4 | 議会基本条例等      | 18 |

## ■ 第6章 住民のための町

|   |       |    |
|---|-------|----|
| 1 | 町長の責務 | 19 |
| 2 | 職員の責務 | 20 |

|   |             |    |
|---|-------------|----|
| 3 | 町運営-----    | 21 |
| 4 | 財政運営-----   | 23 |
| 5 | 説明責任-----   | 23 |
| 6 | 意見聴取-----   | 24 |
| 7 | 行政評価-----   | 25 |
| 8 | 住民投票-----   | 25 |
| 9 | 地域自治活動----- | 26 |

## ■ 第7章 地域内分権

|   |            |    |
|---|------------|----|
| 1 | 地域内分権----- | 27 |
| 2 | 地域自治区----- | 28 |

## ■ 第8章 見直し等

|   |           |    |
|---|-----------|----|
| 1 | 見直し-----  | 29 |
| 2 | 改正手続----- | 30 |

## 参 考 資 料

|   |                          |    |
|---|--------------------------|----|
| 1 | 四万十町自治基本条例検討委員会名簿-----   | 32 |
| 2 | 検討の経過-----               | 33 |
| 3 | 四万十町自治基本条例検討委員会設置要綱----- | 35 |

## ■条例の名称について

(仮称) 四万十町まちづくり基本条例とします。

### 【考え方】

自分たちがつくっていく、自分たちが使う条例であることから、よりやわらかい表現の方が親しみやすいのではと考え、検討委員会で出された案の中から選択しました。

委員から出された案は次のとおりです。

町を付けないところもあるようなので、町を除いた名称ではどうか。

- ・ 四万十まちづくり基本条例
- ・ 清流四万十まちづくり基本条例

四万十市もあるので、特定するために町は付すべき。

- ・ 四万十町まちづくり基本条例
- ・ 四万十町ゆめまちづくり基本条例
- ・ 四万十町自治基本条例

### 【補足説明】

題名のつけ方のルール

題名(条例の名称)の付け方には、一定のルール(流行もあります)があります。

- ①内容を簡便に表現していること
- ②他の例規と紛らわしくないこと
- ③住民にとって親しみやすいこと

四万十町では、基本的に題名の前に町名を付して条例の題名としています。

### ◎全国の事例(185自治体)

| 題名          | 数   | 割合    | 備考               |
|-------------|-----|-------|------------------|
| 〇〇基本条例      | 154 | 83.2% | 「基本」が付されている      |
| 自治基本条例      | 80  | 43.2% | 「自治基本」が付されている    |
| 〇〇まちづくり〇〇条例 | 79  | 42.7% | 「まちづくり」が付されている   |
| 〇〇まちづくり基本条例 | 64  | 34.6% | 「まちづくり基本」が付されている |
| 〇〇参加〇〇条例    | 18  | 9.7%  | 「参加」が付されている      |
| 〇〇参画〇〇条例    | 7   | 3.8%  |                  |

## ■「前文」に盛り込むべき事項

前文は委員の思いを盛り込んだものになるようお願いします。

### ①四万十町の歴史と特性について

- ・合併に至った経過を表す。
- ・20年後、30年後には変化している可能性もあり、「少子高齢化、過疎化が進み」の表現は、この前文が変わらないものなら使わない。
- ・津野山文化、伊予の文化、一条文化が混在して、この地域の歴史を構成しており、他にはない独自の地域性があるように思える。
- ・他者から見ても、この地域の人柄の良さは、認められている。

### ②目指すべき「まちづくり」について

- ・自然と共生し、自立した持続可能な循環型の社会の構築を目指す。
- ・この町で、住み慣れた地域で、仲間といっしょに住んでいられる町であつたらよいと思う。
- ・子ども達が幸せに暮らせる、夢をもてる町になればよいと思う。
- ・まちづくりとは、暮らしづくりである。
- ・高度経済成長時代に失われた価値観を見直し、先人から受け継いできた技術・知識、自然環境など、地域の豊富な資源を活かした地域づくりを行なうべきだと思っている。
- ・環境に負荷を与えないように、人類が生き残れるようにすることが基本となる。
- ・四万十川は貴重な財産であり、それを守ること。

### ③住民協働によるまちづくりの理念について

- ・議会・町長に町政を信託するとともに、住民自らも町政に参画・協働すること。
- ・町長、議会、住民が協働して町運営に取り組んでいくこと。

### ④条例制定の宣言について

- ・「この決りは、みんなで守っていくもの」と盛り込んでもらいたい。

## 【考え方】

前文は、条例の制定に至る歴史的背景や制定の決意などを述べたもので、多くの自治体が設けています。

前文には規範性がないといわれますが、制定者の全体的な考え方をわかりやすく表現することができるため（条文形式は難文となり安い）、四万十町まちづくり基本条例では設けるべきものと考えます。

文章化し、提言することも検討しましたが、議会に提案される町長自らの考えもあるのではと推察し、盛り込むべき内容として委員の思いを示すに留めました。

## ■ 第1章 総則（基本的な事項）

### （目 的）

**第1条** この条例は、本町の自治の基本理念及び仕組みを明らかにすることにより、住民による自治の一層の推進を図り、協働によるまちづくりを実現することを目的とします。

### 【考え方】

この条例で定める主な内容と立法趣旨を簡潔に述べています。

また、この条文を読めば、目指すべき将来像を知ることができるものとし、どういう町づくりを目指していくのか、基本となる大きな柱（方針）を示したものです。

### 【委員の意見】

- ・ 高齢化が進み、自治活動に参加できないものが増えてきている。この様な中、四万十町全体の自治活動が少しでも良くなるために、この思いから参加している。
- ・ 道州制に伴う市町村合併への話も出ている状況にあること。  
四万十川の汚れへの話を耳にし、四万十川の保全（ゴミのない川に）をこの条例に盛り込んでいきたい。過疎化が進むまちであるが、宝である四万十川を守れないことではいけない。清流として町外に誇れるものとしたい。
- ・ 担い手問題、若年層の減少など各地区に問題、課題があると思うが、そうになると自治活動への要請も高まるし、どうしても合併により取り残される所も出てこよう。そのため、互いに理解しあい住民意識を高める必要が出てくる。地域内の自治活動を高めることが、町全体の活動を高めることに繋がる。
- ・ 子ども達が安心して暮らせる町にしていきたい。条例とは、その地区に住む人のための目標であったり、決まりごとであったりする。条例づくりに携わることで幸せに暮らせる社会の実現に貢献したい。町も企業である。安心して暮らす社会には、継続性が必要であり、そのことも盛り込んでいきたい。
- ・ まちづくりは、行政や企業など大きな組織が牽引するのではなく、住民が参画しながら進めていくスタンスに変ってきて、この条例づくりとなった。  
NPOの活動を通じるなかで、経済が低迷してくると住民の力が必要になってくることを感じている。住民力を高めるために、住民自らが主体的な活動することがないと継続していかない。自分達だけの活動では地域は良くならない、それは、行政、企業との連携をきちんとすることによって地域力を高めていくことである。  
住民自らが主体的な取り組みで関っていく、そのために自治基本条例が必要であると考えている。条例をつくることだけが目的ではなく、条例をつくった後、それをどう地域づくりに活用していくのか、その視点を持って自治基本条例をつくっていききたいと考える。

**(定 義)**

**第2条** この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 総合振興計画 地方自治法第2条4項に規定する基本構想及びこれを具体化するための基本計画等をいいます。
- (2) まちづくり 総合振興計画に基づく、四万十町の将来像を実現するための取り組みをいいます。
- (3) まち 四万十町全体をいいます。
- (4) 住民 町内に住み、若しくは町内で働き、学び、若しくは活動する個人（未成年、外国人を含む）及び町内において事業又は活動する団体をいいます。
- (5) 町 議会を除くまちの執行機関(町長、各委員会等)をいいます。
- (6) 町政 行政に係る町及び議会の活動をいいます。
- (7) 参画 町の政策等の立案、実施及び評価に至る各段階に参加し、意志形成にかかわることをいいます。
- (8) 協働 住民と町が互いを尊重しながら、それぞれの責任と役割分担に基づき、住みよいまちとするために、協力して活動することをいいます。
- (9) コミュニティ組織 住民が互いに助け合い、自らの住む地域やまちをよりよくすることを目的として形成された組織又は集団のことをいいます。ただし、宗教的及び政治的活動を除きます。

**【考え方】**

用語の意義には広狭があり、また、いろいろに解釈される余地があるため正確に定義づけしました。

自治の基本となる用語（参画、協働など）を分かりやすく伝えることから重要と考えます。

**(条例の位置づけ)**

**第3条** この条例は、まちの自治についての最高規範であり、住民、町及び議会は、この条例を遵守しなければなりません。

2 町及び議会は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

**【考え方】**

規範とは、行動や判断の基準となる模範、手本の意味です。

この条例を最高の規範として位置づけることにより、まちづくりにあたっての基本として尊重し守っていかなければならないと考えます。

第2項で、同じ条例である四万十町まちづくり基本条例が他条例に優越することを法的に位置づけるのは無理があるため、解釈や運用のなかで四万十町まちづくり基本条例の最高規範性を担保していく必要があると考え、それを確保したものです。内容としては、次のとおりです。

- ①新たな条例、規則等を制定するにあたっては、この条例に整合する内容とすべきと考えます。
- ②既存の条例、規則等の改正は、この条例に沿って改正すべきと考えます。
- ③住民、議会・議員、町長・町職員などの自治の担い手は、この条例を基本として活動すべきと考えます。

## ■ 第2章 まちづくりの基本理念

### (まちづくりの基本理念)

第4条 この条例の目的を達成するため、次に掲げることを基本理念とします。

- (1) 住民は自治の主役であり、主権は住民にあります。
- (2) 町及び議会は、住民の信託に誠実に応えなければなりません。
- (3) 町及び議会は、住民の知る権利を保障し、積極的に情報提供を行うとともに、十分な説明責任を果たさなければなりません。
- (4) 町及び議会は、住民が町政に参画できるよう、参画の制度を整備し、その機会を保障しなければなりません。
- (5) 住民、町及び議会は、対等な立場で協働によるまちづくりを推進していきます。
- (6) 自然との共生を基本に緑と水と土を守り、次世代へ継承していきます。
- (7) 住民相互の支え合い、助け合いに努めていきます。

### 【考え方】

自治やまちづくりの基本理念は、四万十町の自治を進めるうえで基軸となる原理です。また、各個別条例の制定趣旨や規範性の正当性を制御することができる「判断基準」となるものです。

それも時間の経過とともに陳腐化しない一定期間（二世代50年）の持続性が保たれるようなものとして示しています。

### 【委員の意見】

- ・ 住民を中心としたものに限定しているが、他の市町村では「環境との共生」「地域の自然や歴史文化、町民の知識経験などの資源をいかす」など、住民以外の視点も

必要としている。

- ・ 前文から基本理念につながると思うので、人が主体であることも大切だが、環境や自然保護、教育、歴史なども重要である。
- ・ 住民が幸せな暮らしができるようにすることが一番である。それを判断する基準となる事項であり、多様な意見の良し悪しを判断する基準としては、あまり細かいものとするとは適当でない。（町が自治体として健全に）継続ができることが大事ではないか。
- ・ 「まちづくり」という意味合いが漠然としていて理解しづらいところもある。集落、常会など地域のことだけではなく、産業振興なども含めた全般にわたる「良いまち」をつくっていくことである。条例は何のためにつくるのか、住みよい地域をつくっていくために策定するのであり、その思いを込めたものにする。
- ・ まちづくりを進めていくことで大切なことは「人」である。人が責任を持つこと。集落の自治活動のなかで個々が役割をもって活動している。難しい役割を持つということではなく、分担しやれることをやる。それが集落の維持に繋がる。
- ・ 自治基本条例は、お互いがつくり、お互いが守っていくもので、罰金規定を盛り込むなど規制の強いものはそぐわない。自分たちの暮らしの中から住みよい町をつくっていくための約束事という観点で考える必要がある。

### 【補足説明】

これからは、町や議会が主体であったまちづくりを大きく変え、「主役は住民」を基本に町や議会も今までのあり方を変え、住民自らも課題解決に取り組むという住民自治の精神のもと行動していく必要があります。

そのためには、住民、町及び議会の３者が情報共有を図り、協働を進めていく仕組みを構築していくことが必要と考えます。

また、培ってきた知識と経験、創造力を活かし、安心して生活できる環境を整えるとともに、四万十川をはじめ、海や山などの緑と水と土を守り、人と自然が共生する持続的循環型のまちづくりを目指し、この美しい町を子どもたちに引き継いでいくべきだと考えます。

## ■ 第3章 まちづくりの仕組み

### (情報公開)

第5条 町及び議会は、まちづくりへの住民参画を推進するために、別の条例で定めるところにより、保有する情報を公開し、提供しなければなりません。

2 町及び議会は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、これを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければなりません。

### 【考え方】

情報の提供は、まちづくりへの住民参加の前提となるものです。町及び議会は、住民の「知る権利」に対し、積極的に情報を公開、提供して住民参画を推進すべきと考えます。

情報を請求し取得する手続については、四万十町情報公開条例がありますが、四万十町まちづくり基本条例が制定された後は、この主旨にのっとり、情報提供すべき事項を定めるなどの条例改正を行い、住民に対し積極的な情報提供を行うことが最重要と考えます。

### 【委員の意見】

- ・ 行政に任すのではなく、提供する情報、方法などを明確にし、義務を課す必要がある。
- ・ 情報公開及び提供の条例へと中身を替えてもらい、その中で具体的に規定してもらいたい。
- ・ 先に、この基本条例が出来ていれば良かったが、既に公開条例は出来ているものなので、基本条例に合わせ変えてもらわないといけない。
- ・ 情報公開条例は、公文書の開示に限定しているので、町や議会の持つ情報の全てを公開の対象とするようにしてもらいたい。
- ・ 基本条例を補足する規則などはつukらないのか。細かなことまでは、この条例で規定しないのが前提なのか。そうなれば、整合性を取るために他の条例を見直す必要も出てくる。
- ・ 合併に伴い広範囲な町となった。窪川、大正、十和とそれぞれ条件が違う、農業を例にとっても、大規模経営体から山間地の小規模な経営体と様々である。高齢化が進み担い手が減少していくなか、集落でも協働で取り組む必要がある。山間地域での情報伝達。区長からの伝達のみ、情報をどう伝えていくのか。
- ・ まちづくりとは、暮らしづくりと思っている。  
町、議会と住民が対等なパートナーであることを基軸に置いて、ここで暮らしていったよかったと感じるような、安心して暮らせる町の実現を図る。合併に伴う住民の不安の解消にどう対処していくのか。合併効果が発揮できる仕組み、住民

に意向が各審議会で活かされるシステムがきちんとできているのか。行政情報の積極的な公開が必要である。住民は、地域のことを自らのこととして共に考え行動し、結果を共有していける場づくりが必要である。

## 【補足説明】

### 政策立案過程の公開

- 景観条例など町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例、規則
- 総合振興計画等の基本的政策を定める計画その他重要で基本的な事項を定める計画
- 庁舎建設、学校規模適正化など住民に重大な影響を与える事業計画等

情報  
公開

#### 事前公開

- 条例等の案、概要
- 趣旨・背景・目的
  - ・ 他の市町村等の状況
  - ・ コスト

#### 立案過程公開

- 議会、審議会等の会議状況
- 住民の意見、その回答

#### 立案内容公開

- 条例等の内容
- 予算、期間

### （情報共有）

第6条 住民、町及び議会が保有するまちづくりに関する情報は共有の財産であり、積極的に提供するとともに、相互に知る権利を有しています。

2 町及び議会は、住民との対話に努めなければなりません。

## 【考え方】

「情報」とは、町及び議会が保有する情報に限らず、住民もまた情報の提供主体であるという考えも含め、まちづくりを進めていくために必要な情報を住民、町及び議会の共有財産として位置づけ、相互に知る権利があると考えます。

このため、町及び議会も住民からの情報提供を待つだけでなく、積極的な広報活動や、進んで住民との対話の機会を持つことに努めることが必要と考えます。その手法としては、ケーブルテレビや広報誌の活用、車座談議、区長会、懇談会等における行政からの報告や、議会からの活動報告などが考えられます。

## 【委員の意見】

- ・ 行政の住民に対する説明責任を果たす制度の確立。
- ・ 行政からの一方的な情報提供だけでなく町民相互の情報発信。
- ・ 政策決定過程の透明性。
- ・ 情報共有があって初めて住民参加が意味を成す。
- ・ 役場内での情報共有。(縦割りにならない)
- ・ まちの政策策定の経緯を公表する制度。
- ・ 情報を知ろうとすること。
- ・ 読んでもらえる広報づくり。
- ・ 町の仕事に関する情報を解りやすく提供する制度。
- ・ 町民の意見がまちづくりに反映される。
- ・ 町の仕事に関する町の会議を公開する制度。
- ・ 課題等共有。(情報の共有)
- ・ 議員の提案行動を議会だよりに掲載。
- ・ 住民、議会、町のコミュニケーションを図れる場がない。
- ・ 町民ニーズの捉え方。
- ・ 各種委員会日程の広報掲載、傍聴者への便宜提供。
- ・ ホームページの充実(現在もかなり情報公開はされているが、細かなリンク先が充実していない、乏しい。)
- ・ 公開周知。
- ・ ケーブルＴＶの活用。
- ・ ＣＡＴＶの双方向機能を使って「町民アンケート」を定期的に行なう。
- ・ 住民座談会や行政懇談会。
- ・ 「議員と語る」をＣＡＴＶの番組に。
- ・ 「議員討論」をＣＡＴＶの番組に。

### (住民参画)

**第7条** 町及び議会は、まちづくりへの住民参画の機会を保障しなければなりません。

2 町及び議会は、住民参画に関する制度を整備し、住民が参画しやすい環境を整えなければなりません。

3 町及び議会は、住民が参画したまちづくりに関する会議等での議論を尊重してまちづくりを進めなければなりません。

4 町及び議会は、住民がまちづくりへの参画、不参画を理由として差別的な扱いをしてはなりません。

## 【考え方】

住民は、まちづくりの主役としてまちづくりに参加する権利を持ちますが、その部

分は住民の権利のなかで別に示すこととし、ここでは、町及び議会は、住民参加の機会を保障し、住民参画が進んでいく取組みを行なうべきと考えています。

### 【委員の意見】

- ・ 住民参加に関する制度というものは、具体的に分かりづらいのでは。
- ・ 年齢に応じたまちづくりへの参加が考えられる。他市町村の条例なかには、そのことを規定しているものもある。
- ・ 子どもの参画の場をどの様につくっていくかということでもあるが、未成年者も含めて住民という定義になるのか、明確にしておく必要がある。そうでなければ、子ども達への参加の機会の確保についても規定しておく必要があるのではないか。
- ・ 委員会や事務局との協議も必要となろうが、テーマを決めて模擬の議会なども考えられる。学生と執行部との対話の機会も必要である。
- ・ 意見公募手続き条例では、未成年者、外国人も公募対象に含めることとしている。行政もその意見に対して適切に対応していくことを義務化している。その他でも、未成年者の意見を反映させていく仕組みを保障していく必要もあるだろう。
- ・ 素直な子どもの意見も大切である。
- ・ 未成年者も加入している青年団等の組織の意見も受け入れることが考えられる。
- ・ 小学生、中学生などに対する模擬議会などでは、大人が形を整える場合もあり、必ずしもその場での発言（質問）が子どもから出たとは限らない。その様な場で自分の意見を発言するのは難しいのではないか、工夫を要する。
- ・ 生徒が意見を出す場合、先生がアドバイスをして整えることもあろう。
- ・ 仕組みとしてはどの様にするかの議論はあろうかと思うが、その機会を保障することは必要である。

### 【補足説明】

住民の参画への取り組みとして

- 審議会等の委員の公募制
- 議会、審議会等の公開（傍聴の機会の保障）
- 重要な条例や計画等の制定前での意見公募
- 重要な条例や計画等の制定前の住民意識調査の実施
- 会議日時等の事前周知
- 施策等の結果（行政評価）に対する意見公募

住民から出された意見、提言を聞くだけではなく、まちづくりの施策に活かしていきます。

**（協 働）**

**第8条** 住民、町及び議会は、対等な立場であることを基本に、まちづくりの基本理念の実現という共通の目的のために連携し、それぞれの役割分担のもと協働に努めなければなりません。

**2** 町は、住民が自主的、主体的に公共分野を担っていけるよう支援し、協働の推進に努めなければなりません。

**【考え方】**

住民と町及び議会は対等な立場であり、目的を共有し、相互に連携・分担して協働によるまちづくりを進めていかなければならないと考えます。

町は、住民が自主的、主体的にまちづくりを担っていけるよう側面的な支援を行い、住民も主体的にまちづくりを担い協働に努めることを規定しています。

**【委員の意見】**

- ・ 町民ができることをやろうとする意識づくり。
- ・ みんなが自立して生き生き暮らせる協働の町にするためには産業環境など、どのようなまちづくりを進めるのか、共通、共有の目標を定めること。
- ・ 住民、議会、執行機関のそれぞれの役割分担を明示する。
- ・ 住民、職員、首長、議員が対等、平等で議論する機会の確保。
- ・ 相互に自立し共通する社会目的の実現。
- ・ 自立的な活動の支援。（財政面だけではなく）
- ・ 議会、行政、住民相互理解関係を持って取り組む。
- ・ 連携、協力できる関係をつくる。（地域社会全て）
- ・ 企業＋行政＋住民の連携。（イベントなど）
- ・ 「官民広報」を発行する。
- ・ 埋もれた地域資源 情報発信。
- ・ 町内視察ツアーの開催。
- ・ 官民ボランティアの立ち上げ。
- ・ 町づくりの自治活動の意識。
- ・ 企業と民間。
- ・ 企業の官公。
- ・ 地域ボランティアの自覚。
- ・ 協働の仕組みが乏しい。
- ・ 立場等を越えてネットワーク。
- ・ 協働の理解。

## 第4章 住民の権利及び責務

### (住民の権利)

第9条 住民は、まちづくりの主体として、次に掲げる権利を有しています。

- (1) まちづくりを主体的に行う権利
- (2) まちづくりに参画する権利
- (3) 前2号の権利を行使するために必要な情報を知る権利
- (4) 行政サービスを受ける権利

### 【考え方】

地域における住民の主体的な取り組みがまちづくりの土台となるものであり、その主体性は最大限に尊重されなければならないと考えます。

そのためには、施策づくりへの住民参加、住民との協働によるまちづくりの推進が必要不可欠なものと考えます。

### 【委員の意見】

- ・ 地域のまちづくりではなく、地域づくりとしては。又は、地域を削ってはどうか。
- ・ 地域づくりが町全体としてのまちづくりに関連するという意味では、地域が町を構成していくうえで、一定の役割を果たしていることであり、まちづくり全体の関わりとして主体的に行動していく権利を何処の地域に住んでいてもその権利が保障されていることと解釈している。
- ・ 「地域のまちづくり」ではなく、地域を削り、「まちづくり」としてはどうか。1号で、主体的に行なう権利を保障し、次の2号で参加する権利を保障するということで良いのではないか。
- ・ 条文1号について、これは予算を伴うことであり、権利として主張した場合、行政としても調整がつかなくなるのではないか。
- ・ 条文1号中の地域とは、「集落」という小さい単位を指すのか。集落という単位としては捉えにくいと思うが、町全体を捉える訳ではないのか。
- ・ 「地域のまちづくり」との表現が分かりにくくしているかもしれない。
- ・ 住民が自分の地域を良くする為に、その行動、手段として、この権利のもとに予算を要求した場合、行政としても拒否できないのではないか。
- ・ 「地域のまちづくりを主体的に行う権利」と「まちづくりに参加する権利」具体的な違いは、どの様なことか。
- ・ 地域のまちづくりとは、地域という一部を指し、まちづくりとは町全体を指すことになるのか。
- ・ 「地域の」として表した場合、集落とするのか、学校区とするのか、旧町村とするのかなど、どのような区域か定義しておく必要も出てくる。自治区の区域が決れば、その範囲、広く考えれば旧町村の区域となろう。

- ・ まちづくりは総合的なものなので、「地域のまちづくり」では、「地域」「まちづくり」が重複している感じがして分かりにくい。
- ・ 地域という表現は、地域に限定した利益に基づく権利主張も出てくるのではないか。
- ・ ここでの議論は、総合的と部分的なところ双方に関しての権利があると整理できるのでは。また、主体的に行なうことと、参加していくことを分けて権利として保障している。

#### (住民の責務)

**第10条** 住民は、権利には責任や義務が伴うことを自覚し、権利を行使するに当たっては、次に掲げることに努めなければなりません。

- (1) まちづくりにおいて、住民相互の自発的意思を尊重し合い、連携すること
- (2) まちづくりに参画するうえで、自己の発言及び行動に責任を持つこと
- (3) 住民相互の対話を大切にし、まちづくりに必要な情報を共有すること
- (4) 行政サービスに係る負担を分任すること

#### 【考え方】

第1号は、住民相互の自発的意思を尊重し合うこと、相互に連携していくことに努めるものとします。

第2号は、住民の意思をまちづくりに反映させるために、「参加する権利」は最大限に尊重されるべきであり、正当な理由なしにこれを妨げられることがあってはなりません。

しかし、住民もまた、まちづくりに対し意見を表明し、参画するにあたっては、その主体としての責任を果たすよう努めるものとします。

第3号は、まちづくりの主体である住民は、情報の受け手であると同時に、情報の送り手でもあります。

情報の提供主体でもある住民の責務として、住民相互の対話を大切にし、まちづくりに必要な情報を住民相互で共有していくことに努めるものとします。

第4号は、行政サービスの提供を受ける権利に対応し、それに係る負担を分任することを定めます。

ここで言う「負担」とは、税金、分担金、使用料、手数料などの経済的な負担だけでなく、地域において住民が主体的に取り組む活動等も広い意味では負担として含むものとします。

### 【委員の意見】

- ・ 住民の責務については、権利との議論と関連するものである。

### 【補足説明】

ここで示す責務は、強制や罰則を伴うものではありません。したがって、「行政サービスに係る負担の分任」も、納税の義務に限定されるものではなく、地域社会を維持していくために住民全体で負担を共有し合うことを意味します。

#### （コミュニティ組織）

- 第11条 住民は、「自分たちの地域は自らの手で守り治める」という思いを持ち、コミュニティ組織がまちづくりを担う重要な組織であることを認識し、積極的にその活動に関わるように努めるものとします。
- 2 コミュニティ組織は、その活動に自主的、主体的に取り組み、まちづくりの担い手となるよう努めるものとします。

### 【考え方】

協働を担う重要な組織であり、その活動に多くの住民が関るよう努めることで、組織の維持、活動の拡大が図れていくと考えます。そのため、積極的にその活動に関わるよう努めるものとしました。

第2項では、コミュニティを基盤として形成される活動や組織が果たす役割が重要であり、その活動に自主的、主体的に取り組み、まちづくりの担い手となるよう努めるものとしています。

## ■ 第5章 住民のための議会

#### （議会の役割）

- 第12条 議会は、住民の意思を町政に的確に反映させるため、町との適切な緊張関係及び健全な協力関係をもって、議会の役割を果たすものとします。
- 2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める議会の権限を最大限に行使し、住民福祉の向上に努めるものとします。

### 【考え方】

議会は、住民自治によるまちづくりを推進するため、住民等の意見が行政の運営に反映されているかをチェックします。また、議会活動も広く住民等の意見を反映させる必要があることから、町長と議会は相互に適切な緊張関係と健全な協力関係

を維持することが必要と考えます。

また、議会が、地方自治法に定める議会の権限（条例の制定改廃・予算審査・決算認定等の議決事件、選挙及び予算の増額修正権、検閲・検査及び監査の請求、意見書の提出、調査・出頭証言及び記録の提出請求等、議案の審査又は普通地方公共団体の事務に関する調査）を積極的に活用し、住民福祉の向上に努めることを規定しています。

**（住民等にかれた議会）**

**第13条** 議会は、住民等にかれた運営を行うよう努めるものとします。

**2** 議会は、多様な方法で住民の問題意識を把握するよう努め、政策の立案に反映させるものとします。

**【考え方】**

住民等が議会への関心や参加の意欲を高められるよう、会議の傍聴及び会議録等の公表のみでなく、傍聴しやすい開催日程の工夫等や様々な媒体を活用して住民等に分かりやすい議会情報を提供する運営を行うように努めることを規定しています。

また住民等の意思を的確に把握するため、多様な方法で住民等が抱える地域課題を把握するよう努め、これを議会の活動及び政策の立案に反映させていくことを規定しています。

**（議会の政策立案機能の充実）**

**第14条** 議会は、政策立案機能の充実を図り、立法活動、調査活動等を積極的に行います。

**【考え方】**

議会が政策立案機能の充実を図り、積極的に立法活動、調査活動等を行うことにより、行政運営の活性化が図られることが必要と考えます。

**（議会基本条例等）**

**第15条** 議会は、この条例に定める原則に基づき別に議会基本条例を制定し、議会に関する制度と運営の仕組みを総合的、かつ体系的に整備しなければなりません

## 【考え方】

四万十町まちづくり基本条例の理念に基づき、四万十町独自のまちづくりに向け、住民、議会、行政が一体となれるような、議会に関する制度や運営の仕組みに関する事項を「議会基本条例」として制定されることを求めます。

## 【委員の意見】

- ・ 自治基本条例挿入案、議会の政策立案機能の充実の条文中に積極的に行う活動として「まちづくり」を入れてもらいたい。
- ・ 住民の意見を把握するために報告会を開くのか。
- ・ 今まで報告会をやっていないくて、そして住民も関心がない今の状態では会への参加も少ないだろう。気長に取り組まなくてはいけないと思う。
- ・ これからの議会は町民の意見を聞くということが、一番大事になっていくのではないか。
- ・ 今までいろいろな委員として建議書等を町長に出してきたが、キチンと反映させてくれたのかどうかわかりにくい状態だ。議会が住民の意見を基に反映させてくれば成果はすぐに出てくるしそこを期待している。
- ・ 今までは、議会・執行機関などが独立しており住民が参画という形になっていなかった。住民自らが考え行動していくことを狙いとし基本条例を作成している。住民が議会にも参画していく手法はないものかと思っている。例えば、常任委員会を開く時、ある団体が参加し議論することなどは開かれたものとなるのではないかと考える。
- ・ 議会も計画やテーマをきめて予算要求をし、いろいろな活動をやってもらった方がいいのではないか。

## ■第6章 住民のための町

### (町長の責務)

第16条 町長は、住民の福祉の向上を基本とし、公正かつ誠実に任務を遂行しなければなりません。

2 町長は住民の代表として、柔軟で効率的に組織を運営し、住民の信頼と期待に応えなければなりません。

### 【考え方】

町長は、議会とともに住民の直接選挙によって選ばれた代表であり、法律等により他の執行機関の権限とされている事務以外のすべての事務を管理・執行する広い権限があります。

地方分権等により、地方公共団体が自己決定できる領域が拡大する反面、運営に対する結果責任を強く問われます。

そのため、町長は、公正かつ誠実で透明性の高い町政運営にあたるとともに、住民の福祉の向上に努めるべきと考えます。

また、最小の経費で最大の効果を挙げるため、行政組織を常に点検し、新たな行政課題等に対応できるよう、柔軟で効率の良い組織運営に努める必要があります。

### 【委員の意見】

- ・ 町長の責務、職員の責務などチェックする規定がないのではないか。
- ・ 町長の責務の説明のところでは、運営に対する結果責任を強く問われるとあるが、結果を誰がどの様に判断するのかが示されていないのではないか。
- ・ 行政運営に対するチェックをどの様な機関が行なうのか明記しておく必要があるのではないか。この様なところが抜かれれば、最終的には同じ事の繰り返しになるのではないか。
- ・ どこまで意見に対する権限を持たしてもらえるのか、ここを規定しておけば、言っただけで終わるようなことは無いと思う。
- ・ 行政評価条例、情報公開条例、意見聴衆手続条例などにより確保されていくのではないかと。

**（職員の責務）**

**第17条** 職員は、自らの職務が住民の信託に基づく全体の奉仕者であることを自覚し、住民との信頼関係を築くよう努めるとともに、この条例の理念を職務執行の指針として、全力を挙げて職務を執行しなければなりません。

**2** 職員は、職務の遂行に必要な能力の開発と自己啓発に努めなければなりません。

**【考え方】**

地方公務員法の「サービスの根本基準」（第30条）に基づき、職員としての基本的な義務を示しました。

また、住民との協働のためのマネジメント力やコミュニケーション力、必要なことを見極められる判断力など職務を遂行する上での能力・資質が職員には求められます。知識とともに、実際に仕事の中で行動として発揮されることも重要であり、日々自己啓発に努めるべきと考えます。

**【委員の意見】**

（職員）

- ・ 地域活動へ積極的に参加を。
- ・ 他の部所と情報交換をし、ある程度は役場全体の動きを把握して欲しい。
- ・ （国、県の考えに囚われることなく）必要なことを見極められる職員になること。  
（行政、役場）
- ・ 将来の借金の元となるような悪財政を形づくらないように。
- ・ 税の滞納者への徴収の徹底を。納税者が損をするような気持ちにならない様に。
- ・ 地域に先に先に手を回す。
- ・ 各課間の連携がうまくいっているのか。情報が伝わっていない気がする。
- ・ 従前行っていた対策（援助、補助）を打ち切るときは事前説明を。その場合住民意見を聞くことも大切。
- ・ 各段階で分かりやすく情報公開していくことが大切。

**（町運営）**

第18条 町は、まちの目指すべき将来像を示す総合振興計画を策定し、総合的・計画的な町運営を行わなければなりません。

2 町は、計画から予算、執行及び決算を経て評価に至る行政運営の仕組みを構築しなければなりません。

3 町は、地域の課題等を住民と共有するとともに、住民との協働による施策の立案及び実施に努めなければなりません。

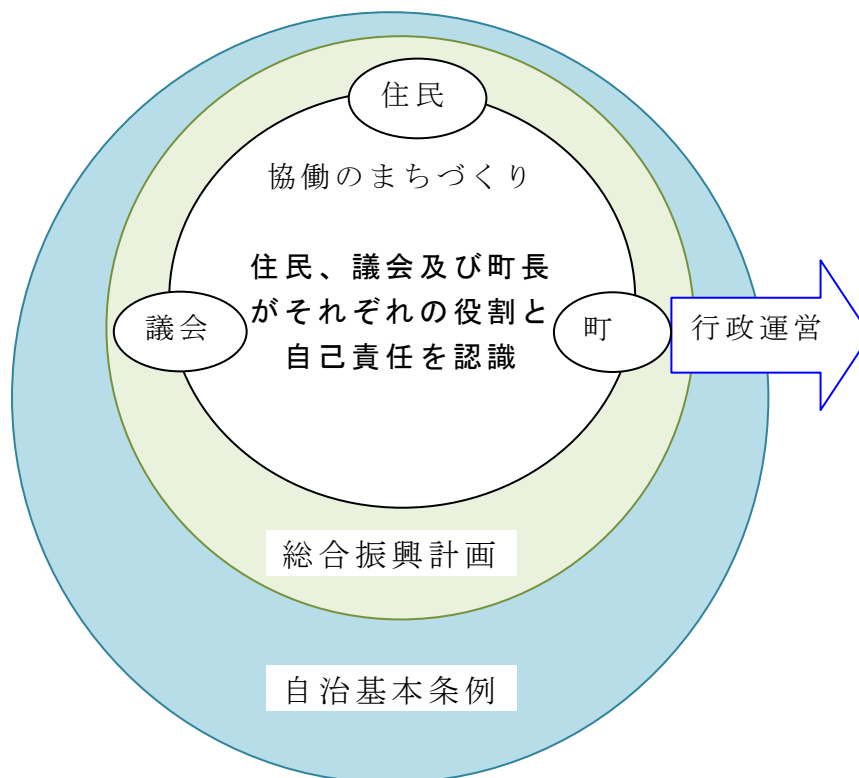
**【考え方】**

総合振興計画は、一定期間中に達成すべき目標を設定し、その実現のための施策を示す最も基本となる計画です。地方自治法第2条4項に基本構想の策定が義務づけられています。

この総合振興計画に基づいた総合的・計画的な行政運営が必要と考えます。

## ○地方自治法

- ・ 議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して事務を処理するようにしなければならない。（第2条4項）⇒総合振興計画
- ・ 事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。（第2条14項）

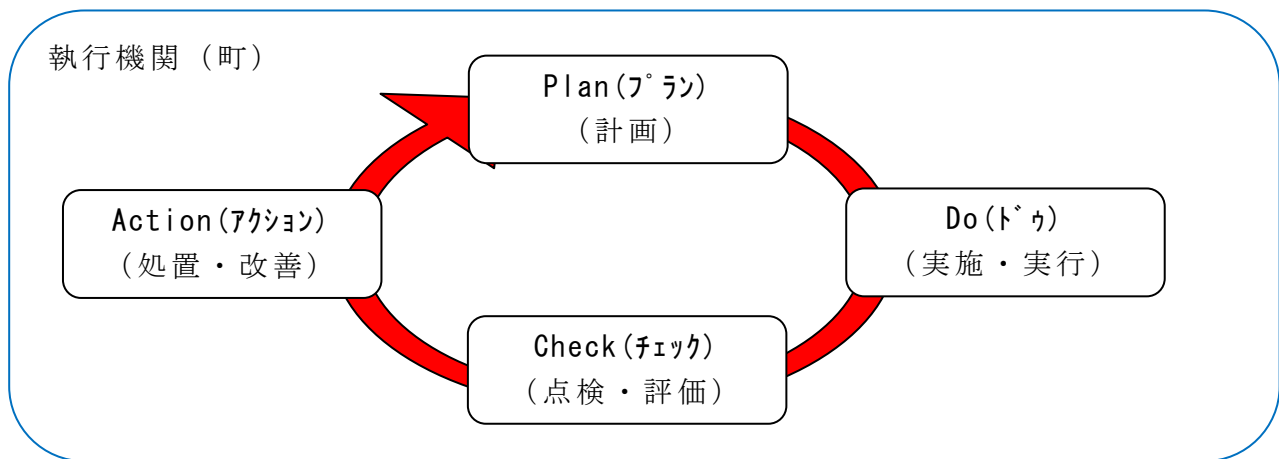


自治基本条例の理念に基づく運営  
総合振興計画の制定と総合的・計画的な運営  
公正で透明性の高い運営  
「PDCAサイクル」の構築による  
効率的かつ効果的な運営

第２項では、地域ニーズがますます多様化する中で、限られた行財政資源を効果的に活用して行政サービスの維持向上を図るために、行財政運営全般にわたり「PDCAサイクル」を構築することで、効率的かつ効果的な行政運営を図ることが必要と考えます。

### 【PDCAサイクルとは…】

1. Plan（プラン）（計画）：従来の実績や将来の予測などを基にして計画・予算を作成します。
2. Do（ドゥ）（実施・実行）：新たな目標を定めて事業を実施します。
3. Check（チェック）（点検・評価）：行政の政策や施策、事業を評価します。
4. Action（アクション）（処置・改善）：評価の過程で発見された課題について、事業の見直し改善し、処置をします。



第３項では、住民と町が地域の課題を共有し、ともにまちづくりを行なうことが重要であり、施策の立案及び実施において、住民との協働に努めることが必要と考えます。

### 【委員の意見】

- ・ 総合振興計画は、住民の意見が反映されたものではなくてはならない。
- ・ この条例において、総合振興計画をどのようなメンバーで策定していくのか、住民主体での策定の仕組みづくりを規定する必要があるのではないだろうか。
- ・ 総合振興計画を見直す時期も平成２３年にはくるだろう。基本条例が後になっているので、見直しの時点では条例との整合性も出てこよう。
- ・ 要望を出しても財源の裏付けがなければ実現できないことであり、施策の優先順位の決定の流れが現状で良いのか疑問である。優先順位の決定も民意が反映されなければならない。そうでなくては豊かな住民自治とは言えない。

**（財政運営）**

**第 19 条** 町は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努め、世代間の住民負担の適正化を図らなければなりません。

2 町は、予算及び決算結果について、住民に分かりやすく説明するとともに、町の財政状況及び財務諸表を公表し、町の財政方針を明らかにしなければなりません。

3 町は、保有する財産を適正に管理し、その効率的な活用を図らなければなりません。

**【考え方】**

ここで示す「世代間の住民負担の適正化」とは、現在の世代だけではなく、将来の世代をも視野に入れ、後年度負担の抑制を図ることを規定し、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立に努めることを義務付けています。

第 2 項では、町の財政状況に関する住民への説明責任を義務付けています。

予算や決算は、住民税等の負担がどのような使途で使われるのか、またその結果を示すものであり、地方自治法（第 243 条の 3 1 項）においても、歳入歳出予算の執行状況等を毎年 2 回以上公表することを求めています。

第 3 項では、町が保有する財産の適正管理と効率的な活用を義務付けています。

現在、少子化に伴う児童生徒数の激減を背景に、小中学校の適正配置への取り組みが進められており、学校統廃合による施設再編の取り組みも進める必要があります。また、住民ニーズに応えるかたちで整備してきた公共施設の維持管理、さらには、施設の老朽化に伴う改修経費等が今後財政を圧迫していく恐れも考慮し、公共施設等の見直しが求められています。町の財産は、住民の貴重な財産です。

**【委員の意見】**

- ・ 赤字財政にならないようにする。
- ・ この事項は私達には難しい。意見が出ない。
- ・ 財政運営に係ることは、透明性をもって、最少の経費で最大の効果の発揮することではないだろうか。

**（説明責任）**

**第 20 条** 町は、政策の立案、実施及び評価について、その経過、内容、効果等について、住民に分かりやすく説明しなければなりません。

**【考え方】**

町政は住民の信託を受けて行なわれるものであり、町は信託者である住民に対して、その諸活動について説明する責務を負っています。

説明は、政策形成過程における透明性を確保するため、政策の決定後ではなく立案の段階からと考えます。また、政策とそれに基づく施策・事業の必要性が住民に十分理解されるよう、分かりやすい表現で説明すべきと考えます。

### 【委員の意見】

- ・ 誠実に対応する。
- ・ 分かりやすくでは抽象的なので、具体的に説明する。
- ・ 説明するときには、専門用語は避ける。綺麗な表現ではあるが、意味が伝わらない場合がある。
- ・ 例えば、補助金にしても、補助金の出所、目的、対象経費、手続き等を詳しく、誠実に説明してもらえれば、間違った使用もしないし、無理な要求もしないだろう。
- ・ 計画、実行、評価・点検、処置・改善という一連の経過を整理し、住民に分かりやすく説明すべき。

### 【補足説明】

住民も補助金など税金による支援を受けた場合は、町と同様の説明責任が及ぶと考えられます。

#### （意見聴取）

**第21条** 町は、基本的な計画又は重要な政策等を決定する場合に、事前に町の案を公表し、住民の意見を聴くとともに、提出された住民の意見に対する町の考え方を公表しなければなりません。

### 【考え方】

住民の誰もが平等に意見を提出できるものであり、幅広い住民の参画を引き出すことが期待でき、さらに、政策等に関連する資料を合わせて公表することにより、町政の情報の共有化を図ることにもつながります。

### 【委員の意見】

- ・ 既に条例が制定されているので、整合性をもたせたものになるだろう。

### 【補足説明】

本町では四万十町意見公募手続条例を平成21年12月に制定しています。

**(行政評価)**

**第 2 2 条** 総合振興計画に基づく政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表しなければなりません。

**【考え方】**

行政運営で規定した計画・予算・執行・評価が連動した運営システムを構築するため、行政評価を実施すること、また、住民への説明責任を果たすために、評価の結果を公表することが必要と考えます。

**【委員の意見】**

- ・ 既に条例が制定されているので、整合性をもたせたものになる。
- ・ 職員の評価もここに当てはまることになる。

**【補足説明】**

本町では、平成 21 年 3 月に四万十町行政評価条例を制定しています。

**(住民投票)**

**第 2 3 条** 町は、町政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。

3 町は、第 1 項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければなりません。

**【考え方】**

この規定を適用する事例はあまり無いと思われますが、必要な事例が出たときに速やかに対応できるよう、条例には盛り込むべきと考えました。

「町政の特に重要な事項」には、事案に最も適した投票者の範囲や成立要件などを盛り込んだ「〇〇に関する住民投票条例」を、議会の審議を経て定め実施するよう示しています。

第 2 項では、第 1 項に規定する条例について、投票に付すべき事項、投票の手続など必要な事項を定めることとしています。

第 3 項では、町は住民投票の結果を尊重することとしています。住民投票の結果には法的な拘束力はありませんが、この制度が間接民主制度を補完するものであることを明確にするため、町はその結果を十分に考慮することとしています。

### 【委員の意見】

- ・ あまり事例は無いと思うが、必要な事例が出たときに速やかに対応できるよう、条例に盛り込むべきだ。
- ・ 賛成する。私のように意見を言う機会が少ない人のためには住民投票は有効だと思う。
- ・ 鳥取市の条例が参考になるのではないか。
- ・ 住民投票に係る規定を盛り込むことに特に異議は無い。

#### (地域自治活動)

**第24条** 町は、地域の課題を解決するために活動する住民に対して、その活動を保障するとともに、必要に応じて財政支援等を行ないます。

### 【考え方】

コミュニティを基盤として形成される活動や組織が果たす役割が重要であるとの認識に立ち、必要に応じて支援することを定めています。この場合の「支援」とは、活動場所や情報等の提供のほか、必要に応じて活動資金等の支援を行うことが必要と考えます。

## ■ 第7章 地域内分権

### （地域内分権）

第25条 町は、住民が身近な地域の課題を、住民自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを町政運営に反映するための仕組みを整え、地域内分権を推進していきます。

### 【考え方】

町村合併により、自分たちの声が町に届かなくなるのではないかとという住民不安の払拭が重要となっています。また、身近な地域課題は、そこに住む者が担うことが、効果的、効率的であると考えます。

### 【委員の意見】

- ・ 各地域に区長会があるが、地域協議会との違いはどのようなところか。
- ・ 区長会とは別組織ができることになり、区長会と地域協議会をどのように整理していくか、その構成人数、内容についても今後の議論となる。
- ・ この地域協議会で決定された意思是、町に対し強い拘束力を持つものになるだろう。
- ・ 自治区の区域分けは、どのようなになるのか。
- ・ 区域が小さいほど、住民の意思の反映になるだろう。
- ・ あまり小さい単位での設置では、経費が掛かりすぎる心配もある。
- ・ 区域については、中学校下単位、人口規模、産業・経済・文化・歴史を共通する地域など設定については、いろいろな考え方がある。また、区長会は地縁に基づく代表者で組織されるのに対し、地域協議会は、婦人、青年、壮年、産業、地縁代表など多様な組織から選任されることになるだろう。公募、選挙なども考えられ、今後の検討課題である。
- ・ 一定の区域を設定して、そこへ議会的な機能を果たす地域協議会、区域の課題を処理する執行部的な機関として自治地区事務所を置くというイメージではないか。
- ・ 自治法、関連法令などとの整合性を図りながら進めていく必要もあり、この検討委員会ではおおまかに規定し、具体的な検討は、有識者等で構成する他の検討組織に託すことになるだろう。
- ・ 他の検討機関に託すにしろ、この検討委員会での意見として出すことは構わないと思う。
- ・ 平成19年の新聞に、「県内初、地域自治区の設置へ」との見出しで記事となっており、条例で定めた地域内に、地域協議会を設置とあった。これで住民が主導していく仕組みができあがるとの思いがした。また、総合振興計画にも住民が計画策定、実施、評価の各段階で住民参加していくことが示されており、住民の声がしっかりと町政運営に反映されることを確かなものにできる。
- ・ この基本条例の検討のなかでも 住民の声を各段階で反映させる仕組みづくりのために意見を出してきた。地域の中に各種の団体があるが、その組織のなかでも地

域のことが議論されている。行政へお任せ、やらされている感をこの自治区により、乗り越えることとなり、議会、町、住民が四万十町を運営して行くために、早く設置してもらいたい。

- ・ 住民の声を聞いていく仕組みであれば予算配分など、細かい区割りが有利となる。
- ・ 自治の基礎単位はあくまでも市町村、その下に地域自治区をつくることで、地域の声を反映させる仕組みとなる。自分の認識では、基礎自治体として、全体を住民、議会、町の三者が運営する。しかし、地域に密着した細かな問題は、対応しづらく、補充していくために自治区があり、基礎組織を補完していく役割を担うと考えている。そうすると、区域を狭い範囲にすると、多くの意見が反映されることになる。しかし、経費面を考え検討する必要もある。かなり大きなテーマである。
- ・ 地域分権、地域自治区を規定するかどうかであって、この場で自治区について細かい議論を行なうのではない。
- ・ どのような自治区を目指すかの議論であろう。
- ・ 大きな区域では、声が届きにくい。大きく区切るのか、細かく区切るのかが問題。

### （地域自治区）

**第 26 条** 町は、地域内分権の仕組みとして、住民にとって身近な地域を、その区域とする地域自治区を設置します。

**2** 町長は、地方自治法に定められた地域協議会の構成員を選任するときは、地域自治区の区域内に住所を有する住民の多様な意見が適切に反映されるよう選任方法に配慮しなければなりません。

**3** 地域自治区の設置に関し必要な事項については、別に条例で定めます。

### 【考え方】

前項で規定した地域内分権の仕組みとして、地域自治区の設置を規定しました。従来は、町長がすべて担ってきた事務の一部を、地域に移譲させることにより、身近な地域課題について、より住民に近いところに政策決定の場を移すという考えに基づき、地域自治区を設置し、これにより地域内分権を推進していきます。

第 2 項では、地域協議会は、自治区の意思集約機関として位置づけられることから、「町長が委員を選任するときには、多様な民意が適切に反映されるよう配慮する」という規定が、自治法に定められており、住民の推薦（選任）を担保するという意味で、この規定をもうけました。

（地方自治法第 202 条の 5 第 3 項に規定されています。）

第 3 項で「地域自治区の設置に関する条例」に詳細は委ねることし、条文としては具体的な内容までは規定していません。

### 【委員の意見】

- ・ 自治区の設置を、この条例で規定したい。

- ・ 検討委員会の意見としては、住民の意見を町政に反映していくなら、より細かい地域で自治区を設置していくことが望ましい、と意見を付すようにしても良い。
- ・ 具体的な、検討を行うのは別の機関となるだろうが、区域を検討する場合は、産業形態も重要な要件になると考える。
- ・ 条文として、盛り込めば、今後自治区を検討するうえで、この条文に縛られて検討することになる。
- ・ 付帯意見として出したらよい。
- ・ 行政改革委員会、総合振興計画審議会など包括した組織で検討されていないと結論はでないのではないか。
- ・ 産業の関連が重要な要素となるだろう。
- ・ 総合振興計画の実施計画には、財源の裏打ちもされものが10年計画として出てくるので、これにより形の一つは決まる。
- ・ 自治区は、その計画等にあがらない身近な課題を協議しながら進めていく形になるのではないか。
- ・ 自治区の設置後は、総合振興計画を立てるときに、各自治区の意見・要望を出していく。それを吸い上げて形になるのではないか。
- ・ 自治区へ配分される予算の算定はどのようになるのか。活動に応じた、傾斜配分なのか、一律な配分なのか。
- ・ 事務所の職員に一定の職務権限を持たす必要がある。
- ・ 事務所には、町職員が来ることになるが、役場の機能は持たさないのか。

### 【補足説明】

「住民にとって身近な地域」のその範囲は、「地域自治区の設置に関する条例」の制定時の議論になります。

区域の設定には、混乱を招かないようにする必要があり、次の要素を考慮します。

- ① 社会基盤、歴史経緯による地域の分断要素
- ② 地域のまとまりとしての要素
- ③ 行政の単位となる要素
- ④ 地域の広がりや規模からなる要素

## ■ 第8章 見直し等

### （見直し）

**第27条** 町は、この条例について社会情勢の変化により改正の必要が生じた場合は、速やかに検討を行い、住民の意見を反映しながら見直しを行わなければならない。

### 【考え方】

将来的に社会経済情勢が変化した場合、自治の在り方もそれに対応していくことが

必要です。そのため、条例の見直しについての規定が必要と考えます。

### 【委員の意見】

- ・ 町がどのように変わろうとこの条例に基づき運営されるべきと考える。行政を縛るために文言をつくるわけだから、自由に解釈して運営されるものではない。見直しも同様でその仕組みを規定しておく必要がある。
- ・ 町長や議会が、勝手に改正しないように規定しているので、これで良いのではないか。

### 【補足説明】

北海道のニセコ町・札幌市、広島県三次市などでは、4～5年の期間で社会情勢の変化などを踏まえ検討し、必要が生じた場合は見直すという様に、期限を設けています。神奈川県の大和市では、この条例の施行の日から3年以内に、この条例の施行の状況を踏まえ、必要な見直しを行うとしています。

誰の判断で「改正の必要がある」とするのか、それは、住民、議会、町それぞれが判断していくことと考えています。

いずれにしても、自治は住民主権と考えていますので、民意を反映しながら見直しを行なうことが必要です。

#### （改正手続）

**第28条** 町長は、この条例の改正を提案しようとする場合は、この条例の趣旨を踏まえ、あらかじめ広く住民の意見を聴くために必要な措置を講じなければなりません。

### 【考え方】

この規定は、自治の最高規範の改正にふさわしい慎重性を確保することと、改正の議案提出に至るまでの過程が住民参加の下で行われることを担保するために必要と考えます。

### 【補足説明】

「必要な措置」とは、

総合振興計画審議会、地域審議会、区長会などで意見を聞きながら改正案を策定していく段階で、案が出来れば議会に提案する前に、意見公募手続条例に基づき広く意見を求めています。

#### 附 則 （施行期日）

この条例は、平成 年 月 日から施行します

## 参 考 資 料

## 四万十町自治基本条例検討委員会 名簿

| 区分  | 氏 名                 | 備 考  |
|-----|---------------------|------|
| 有識者 | やまもと たけし<br>山本 桓    | 委員長  |
|     | やまわき みねいち<br>山脇 峯一  | 副委員長 |
|     | かわむら えいこ<br>川村 英子   |      |
|     | きたむら あきみ<br>北村 明三   |      |
|     | は せ べ え み<br>長谷部 恵美 |      |
|     | はやし おさお<br>林 長生     |      |
|     | みやわき はるのぶ<br>宮脇 晴信  |      |
| 公募者 | いのうえ ふみこ<br>井上 典子   |      |
|     | おくみや せいよう<br>奥宮 正洋  |      |
|     | さいばら まきぬ<br>西原 真衣   |      |
|     | さとう けいし<br>佐藤 恵司    |      |
|     | はやし しんいち<br>林 伸一    |      |
|     | ふなむら さとる<br>船村 覺    |      |
|     | みやわき まさこ<br>宮脇 昌子   |      |

## 検討委員会の開催状況（検討の経過）

| 開催日               | 検 討 内 容                                                             | 備 考      |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------|----------|
| 平成 21 年 3 月 25 日  | 四万十町自治基本条例検討委員会の組織体制について<br>四万十町自治基本条例検討委員会 会則(案)について<br>今後の進め方について | (第 1 回)  |
| 平成 21 年 4 月 24 日  | 今後の進め方について<br>自治基本条例に盛り込むべき事項と内容の検討                                 | (第 2 回)  |
| 平成 21 年 5 月 13 日  | 自治基本条例に盛り込むべき事項と内容の検討                                               | (第 3 回)  |
| 平成 21 年 5 月 26 日  | 自治基本条例に盛り込むべき事項と内容の検討                                               | (第 4 回)  |
| 平成 21 年 6 月 15 日  | 自治基本条例に盛り込むべき事項と内容の検討                                               | (第 5 回)  |
| 平成 21 年 6 月 30 日  | 住民の意見を聞く機会、議会との意見交換会の検討<br>自治基本条例に盛り込むべき事項と内容の検討                    | (第 6 回)  |
| 平成 21 年 7 月 13 日  | 「住民の意見を聞く」会について<br>自治基本条例に盛り込むべき事項と内容の検討                            | (第 7 回)  |
| 平成 21 年 7 月 21 日  | 自治基本条例に盛り込むべき事項と内容の検討                                               | (第 8 回)  |
| 平成 21 年 7 月 24 日  | 四万十町まちづくり町民参加条例(案)について                                              | (第 9 回)  |
| 平成 21 年 8 月 26 日  | 「住民の意見を聞く」会について<br>「自治基本条例に盛り込むべき事項と内容の検討」                          | (第 10 回) |
| 平成 21 年 9 月 28 日  | 章、見出しの検討                                                            | (第 11 回) |
| 平成 21 年 11 月 19 日 | 自治基本条例の勉強会の開催                                                       | (臨時)     |
| 平成 21 年 12 月 17 日 | 自治基本条例の検討<br>自治基本条例に係る議会の規定について                                     | (第 12 回) |
| 平成 22 年 1 月 18 日  | 今後のスケジュールについて<br>名称、前文、総則(基本的な事項)について                               | (第 13 回) |
| 平成 22 年 2 月 5 日   | 今後の検討について<br>「住民のための町」の章について                                        | (第 14 回) |
| 平成 22 年 2 月 23 日  | 「まちづくりの仕組み」の章について<br>「住民の権利と役割」の章について                               | (第 15 回) |
| 平成 22 年 3 月 15 日  | 「地域内分権」の章について<br>「見直し等」の章について                                       | (第 16 回) |
| 平成 22 年 3 月 29 日  | 「前文」について<br>「総則」の章について<br>「まちづくりの基本理念」の章について                        | (第 17 回) |

| 開催日              | 検 討 内 容                                      | 備 考      |
|------------------|----------------------------------------------|----------|
| 平成 22 年 4 月 16 日 | 「前文」について<br>「総則」の章について<br>「まちづくりの基本理念」の章について | (第 18 回) |
| 平成 22 年 5 月 12 日 | 検討結果の見直しについて<br>住民意見の公聴について                  | (第 19 回) |
| 平成 22 年 5 月 17 日 | 第 1 回議会運営委員会との意見交換会<br>「議会に関する事項」について        | (臨時)     |
| 平成 22 年 7 月 2 日  | 第 2 回議会運営委員会との意見交換会<br>「議会に関する事項」について        | (臨時)     |
| 平成 22 年 7 月 29 日 | 報告書(案)について                                   | (第 20 回) |
| 平成 22 年 8 月 24 日 | 自治基本条例報告会                                    |          |

## 検討委員会による住民との意見交換会

| 地区名     | 開催日                 | 開催場所        |
|---------|---------------------|-------------|
| 窪川郷分・街分 | 平成 21 年 7 月 27 日(月) | 農村環境改善センター  |
| 立西地区    | 平成 21 年 7 月 28 日(火) | 立西町民会館      |
| 松葉川地区   | 平成 21 年 8 月 3 日(月)  | 七里集会所       |
| 仁井田地区   | 平成 21 年 8 月 4 日(火)  | 仁井田町民会館     |
| 東又地区    | 平成 21 年 8 月 7 日(金)  | 東又基幹集落センター  |
| 興津地区    | 平成 21 年 8 月 10 日(月) | 興津町民館       |
| 大正中部    | 平成 21 年 8 月 3 日(月)  | 大正公民館       |
| 大正北部    | 平成 21 年 8 月 7 日(金)  | 大正大奈路集会所    |
| 大正東部    | 平成 21 年 8 月 11 日(火) | 大正北ノ川多目的集会所 |
| 昭和地区    | 平成 21 年 7 月 27 日(月) | 十和公民館       |
| 十和地区    | 平成 21 年 7 月 31 日(金) | 十和開発センター    |
| 合 計     |                     |             |

## 四万十町自治基本条例検討委員会設置要綱

平成 21 年 1 月 27 日  
四万十町告示第 3 号

### （設置）

第 1 条 四万十町第 1 次総合振興計画の基本構想における住民協働のまちづくりを実現するため、住民、議会、町長（役場）という地方自治の担い手が、それぞれの役割を担いながら協働し、地域運営、行政運営を進めることを目的として、四万十町の自治の基本事項を定めた（仮称）四万十町自治基本条例（以下「条例」という。）を策定するため、四万十町自治基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （検討事項）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討をおこなう。

- （1）四万十町の自治のあり方に関すること
- （2）四万十町にふさわしい条例の原案策定
- （3）前号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

### （組織）

第 3 条 委員会は、委員 21 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1）公募による者 12 人以内
- （2）有識者 9 人以内

### （任期）

第 4 条 委員の任期は、条例が公布された日をもって満了する。

### （委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### （会議）

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### （庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

### （委任）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この告示は、平成 21 年 1 月 27 日から施行する。